

令和2年
岩手県教育委員会定例会
2月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和2年2月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和2年2月12日（水）午後2時00分

第1 会期決定の件

- | | | | |
|----|--------|-------------------------------------|------------|
| 第2 | 議案第31号 | 岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 | (生涯学習文化財課) |
| 第3 | 議案第32号 | 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 | (学校調整課) |
| 第4 | 議案第33号 | 岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて | (生涯学習文化財課) |
| 第5 | 議案第34号 | 行政文書部分開示決定の審査請求に係る裁決に関し議決を求めることについて | (教育企画室) |
| 第6 | 議案第35号 | 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて | (教職員課) |
| 第7 | 議案第36号 | 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて | (教職員課) |
| 第8 | 議案第37号 | 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて | (教職員課) |
| 第9 | 閉 | 会 | |

議案第31号

岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、県立学校（以下「学校」という。）における同条第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、別に定める学校（以下「対象学校」という。）に協議会を設置する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が対象学校の校長（以下「校長」という。）と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(基本的な方針の作成及び承認)

第7条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、校長が必要と認める事項とする。

(意見の申出)

第8条 協議会は、法第47条の5第6項の規定に基づき意見を述べるときは、校長を経由するものとする。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

(1) 対象学校の運営の基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項

3 協議会は、法第47条の5第7項の規定に基づき意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の運営状況についての評価)

第9条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援のため、毎年度1回以上対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(指導、助言等)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を図るために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案要綱

第1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、岩手県教育委員会が設置する学校運営協議会の設置等に関する規則を制定するもの。

第2 規則案の内容

1 制定する内容

- (1) この規則の趣旨について定めること。(第1条関係)
- (2) 学校運営協議会(以下、「協議会」という。)の設置について定めること。(第2条関係)
- (3) 協議会の組織について定めること。(第3条関係)
- (4) 委員の守秘義務について定めること。(第4条関係)
- (5) 協議会の会長及び副会長の設置について定めること。(第5条関係)
- (6) 協議会の会議について定めること。(第6条関係)
- (7) 協議会の承認を得なければならない基本的な方針について定めること。(第7条関係)
- (8) 協議会が行う教育委員会に対しての意見の申出について定めること。(第8条関係)
- (9) 協議会が行う学校の運営状況に関する評価について定めること。(第9条関係)
- (10) 協議会に対する指導及び助言について定めること。(第10条関係)

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第32号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校評議員) 第22条の3 高等学校に、学校評議員を置く。 2・3 [略]	(学校評議員) 第22条の3 高等学校に、学校評議員を置く。 <u>ただし、岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 年岩手県教育委員会規則第 号）の規定に基づく学校運営協議会を設置する場合には、この限りでない。</u> 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月12日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立高等学校に学校運営協議会を設置する場合の学校評議員の取扱いについて定めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県立高等学校に学校運営協議会を設置する場合の、学校評議員の取扱いについて定めようとするものである。

第2 規則案の内容

1 学校運営協議会の設置に伴う改正

- (1) 学校運営協議会を設置する高等学校は、学校評議員を置くことを要しないこととすること。(第22条の3関係)

2 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第 33 号

岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（令和2年3月1日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立巻堀小学校校長	佐 藤 あい子
盛岡市立仙北中学校校長	佐 藤 亥 壱
岩手県立不来方高等学校校長	佐々木 和 哉
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会理事	中 瀬 淑 子
一般社団法人岩手県 PTA 連合会副会長	岩 舘 智 子
一般社団法人岩手県工芸美術協会理事	菊 池 房 江
株式会社岩手日報社編集局次長	藤 原 哲
株式会社菅文常務取締役	菅 し の ぶ
株式会社岩手ホテルアンドリゾート 盛岡グランドホテル人事部人材開発課マネージャー	石 塚 庸 子
公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	阿 部 徹
一関市博物館学芸主査	大 衡 彩 織
花巻市教育委員会文化財課主査	伊 藤 真 紀 子
盛岡市立本宮児童・老人福祉センター館長	樋 下 照 男
長内工房（自営） もりおか町家物語館芸術監督	長 内 努

令和2年2月12日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員構成

	現委員										新委員(案)の構成				備考
	推薦団体	職名	氏名	性別	生年月日	年齢	初任命	任期	職名	氏名	性別	生年月日	年齢		
学校教育関係者	岩手県小学校協会	盛岡市立巻堀小学校校長	佐藤 あい子	女	S37.5.7	57	R1.8.1 (1期)	R2.2.29	盛岡市立巻堀小学校校長	佐藤 あい子	女	S37.5.7	57	推薦依頼・再任(2期目)	
	岩手県中学校協会	盛岡市立仙北中学校校長	佐藤 亥	男	S34.12.21	60	R1.8.1 (1期)	R2.2.29	盛岡市立仙北中学校校長	佐藤 亥	男	S34.12.21	60	推薦依頼・再任(2期目)	
	岩手県高等学校協会	岩手県立不来方高等学校校長	佐々木 和哉	男	S34.7.22	60	H29.8.1 (2期)	R2.2.29	岩手県立不来方高等学校校長	佐々木 和哉	男	S34.7.22	60	推薦依頼・再任(3期目)	
社会教育関係者	(特非)岩手県地域婦人団体協議会	(特非)岩手県地域婦人団体協議会理事	沼澤 敏子	女	S13.5.10	81	H24.3.1 (4期)	R2.2.29	(特非)岩手県地域婦人団体協議会理事	沼澤 敏子	女	S23.5.28	71	推薦依頼・新任	
	(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会副会長	岩館 智子	女	S49.7.12	45	H30.8.1 (1期)	R2.2.29	(一社)岩手県PTA連合会副会長	岩館 智子	女	S49.7.12	45	推薦依頼・再任(2期目)	
	(一社)岩手県芸術文化協会	(一社)岩手県工芸美術協会理事	岩池 房江	女	S25.8.16	69	H26.3.1 (3期)	R2.2.29	(一社)岩手県工芸美術協会理事	岩池 房江	女	S25.8.16	69	推薦依頼・再任(4期目)	
団体推薦	株式会社岩手日報社	(株)岩手日報社編集局次長	藤原 誓	男	S37.7.2	57	R1.8.1 (1期)	R2.2.29	(株)岩手日報社編集局次長	藤原 誓	男	S37.7.2	57	推薦依頼・再任(2期目)	
	岩手県立美術館友の会	岩手県立美術館友の会運営委員	藤代 伸子	女	S35.5.21	59	H29.3.1 (2期)	R3.2.28	岩手県立美術館友の会運営委員	藤代 伸子	女	S35.5.21	59	今回改選なし (任期H31.3.1~R3.2.28)	
	(一社)岩手県経営者協会	(株)菅文常務取締役	菅 しのぶ	女	S33.4.25	61	H28.3.1 (2期)	R2.2.29	(株)菅文常務取締役	菅 しのぶ	女	S33.4.25	61	推薦依頼・再任(3期目)	
学識経験者	(公社)岩手県観光協会	(株)岩手ホテルアルパンドリゾート盛岡クラフトホテル人事部人材開発課マネージャー	右塚 庸子	女	S36.12.20	58	H26.3.1 (3期)	R2.2.29	(株)岩手ホテルアルパンドリゾート盛岡クラフトホテル人事部人材開発課マネージャー	右塚 庸子	女	S36.12.20	58	推薦依頼・再任(4期目)	
	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会副会長	坂東 孝	男	S54.11.19	40	H30.3.1 (1期)	R2.2.29	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会副会長	坂東 孝	男	S59.7.22	35	推薦依頼・新任	
	個人	県立美術館	一関市博物館学芸主査	柴 衛 彰	女	S45.3.12	49	H30.3.1 (1期)	R2.2.29	一関市博物館学芸主査	柴 衛 彰	女	S45.3.12	49	推薦依頼・再任(2期目)
花巻市教育委員会文化財課主査			伊藤 真紀子	女	S46.11.3	48	H30.3.1 (1期)	R2.2.29	花巻市教育委員会文化財課主査	伊藤 真紀子	女	S46.11.3	48	推薦依頼・再任(2期目)	
公募	公募	街づくり集団ゆいネット盛南事務局長	藤村 華雄	男	S24.5.5	70	H28.3.1 (2期)	R2.2.29	盛岡市立本宮児童・老人福祉センター館長	藤村 華雄	男	S29.5.21	65	推薦依頼・新任	
			(欠員)						長内工房(自営)もりおほか町家物語館芸術監督	長内 努	男	S33.4.13	61	新任	

※ 年齢は、令和2年3月1日現在であること。

【審議会等の設置・運営に関する指針】

在任期間が8年を超える委員	0名	0名
委員の男女比率(男性:女性)	(35.7%:64.3%)	(40.0%:60.0%)
若手委員(50歳未満)の登用率	(28.6%)	(26.7%)